

### 職場の皆さまへ

#### 転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

#### 転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）

**転倒災害発生件数の推移**  
 (A) 35,000  
 32,500  
 30,000  
 27,500  
 25,000  
 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3  
 33,672

**転倒による怪我の態様**  
 ・骨折（約70%）  
 ・打撲  
 ・眼球破裂  
 ・外傷性気胸 等

**転倒災害による平均休業日数**  
**47日**  
 ※労働者死傷届出報告による休業見込日数

**性別・年齢別内訳**  
 60歳以上女性 28%  
 50代女性 19%  
 40代女性 7%  
 40代男性 8%  
 50代男性 10%  
 60歳以上男性 15%

**転倒したのは・・・**  
 作業中 26%  
 移動中 74%  
 転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

#### 主な要因

(なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
足下の凹凸や足裏が滑りやすくなる状況、靴の磨耗などが原因です。

作業場・通路に放置された物につまずいて転倒  
足元の障害物や足裏が滑りやすくなる状況、靴の磨耗などが原因です。

通路等の凹凸につまずいて転倒 ※数mm程度のもの

作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒

設備、什器に足を引っかけて転倒

コード等につまずいて転倒  
 凍結した通路等で滑って転倒  
 こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒  
 水場（食品加工工場等）で滑って転倒  
 雨で濡れた通路等で滑って転倒

#### 加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイトで）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します → 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R5)

### あなたの職場は大丈夫!?

#### いつもの作業の「化学製品」適切に管理していますか?

換気をせずにトイレ清掃中に洗剤を使ってフッ化水素中毒に

施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に

美容院で毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ

#### 労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!

労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。

まずはホームページで必要の対応をチェック!  
 ケミガイド 検索 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

### 化学物質管理者・保護具着用管理責任者の皆さまへ

#### 2024(令和6)年4月1日～ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

#### 皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性\*の保護具の使用」が義務化されます

\*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定まる「透過」及び「浸透しない」とのいずれの要素も含む。

#### Q: 皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか? →詳細は第1章第3節を確認

**A:** 皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質(①)**、**皮膚吸収性有害物質(②)**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 74物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	--------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具着用の義務あり。 皮膚等障害化学物質 1,064物質 今後新たに保護具着用が義務化。 ①皮膚刺激性有害物質 スキンにはじく

**①皮膚刺激性有害物質**  
皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らか化学物質  
→**局部影響** (化学熱傷、接触性皮膚炎など)

**②皮膚吸収性有害物質**  
皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害のおそれがあることが明らか化学物質  
→**全身影響** (癌腫発生、各種臓器疾患、発がんなど)

#### Q: 保護具の管理は誰が行うのですか? →詳細は第1章第3節を確認

**A:** 保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

**【保護具着用管理責任者とは】**  
 化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

**【職務および権限】**  
 ①保護具の**適正な選択**に関すること。  
 ②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。  
 ③保護具の**保守管理**に関すること。

#### Q: 保護具を使用しないとうなりますか? →詳細は第2章第1節を確認

**A:** 皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

**【最近の皮膚等障害事案の状況】**  
 ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。  
 ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

**【労働災害事例】**  
 スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服でないナイロン製ジャケット**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。

**手の防護については、一般的なビニル手袋ではなく、適切な化学防護手袋を使用することが重要です。**

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 (R6.3)

#### Q: 保護具にはどのようなものがありますか? →詳細は第2章第2節を確認

**A:** 不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

**皮膚障害等防止用保護具**  
 ・皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。  
 ・マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。  
 ・化学防護手袋は**単手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。

#### Q: どうやって適切な保護具を選ぶのですか? →詳細は第3章第1節を確認

**A:** 以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

#### 化学防護手袋の選定フロー

**手順1 (作業等の確認)**  
**作業や取扱物質について確認**  
 ・取扱物質が皮膚等障害化学物質か。  
 ・作業内容と時間はどの程度か。

**手順2 (化学防護手袋のスクリーニング)**  
**化学防護手袋の材料ごとの耐透過性データを確認し、候補を選定**  
 ・耐透過性能一覧表(参考資料2)で取扱物質を確認。  
 ・手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業分類を確認。  
 ・作業パターンに適した耐透過性レベルの材料候補を選定。

**手順3 (手袋製品の性能確認)**  
**化学防護手袋の説明書等で製品の具体的な性能を確認**  
 ・材料名、化学防護手袋をキーワードにインターネットで検索する等して参考情報を確認。  
 ・説明書等で規格、材料、耐浸透性能、耐透過性能等に適合しているかを確認。ただし、耐透過性能の情報が無い場合は耐透過性能一覧表のデータにより選択して差し支えない。

**手順4 (保護具メーカーへの問い合わせ(オプション))**  
**保護具メーカーへ必要な製品の情報を確認**  
 ・必要に応じ、取扱物質、作業内容等を保護具メーカーへ連絡し、化学防護手袋の選定の助言を受ける(必須ではない)。